

真の三位一体改革の推進に関する緊急決議 (平成 16 年 5 月 19 日、全国都道府県議会議長会)

「三位一体改革」は、平成 16 年度においては、国の財政再建が優先され、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税・臨時財政対策債の突然で大幅な削減が先行し、税源移譲は、一部暫定措置がなされたとはいえ、極めて不十分なものであった。これは、地方分権を推進するという三位一体改革の理念にもとるばかりか、徹底した行財政改革に取り組み、必要な住民サービスを確保しようと努めている地方公共団体の平成 16 年度予算編成作業に大きな打撃を与えるものであった。

平成 17 年度以降もこのような状況が続けば、地方財政はさらに危機的な事態に陥り、住民の生活を守るという地方公共団体の責任を果たすことが極めて困難となり、地域経済にも悪影響を及ぼすことが強く懸念される場所である。

「三位一体改革」は、単なる国対地方の問題ではなく、より住民に身近なところで、住民の意向に沿った施策を行うことを可能とする改革でなければならない。また、地方の権限と責任を大幅に拡大することにより、国政がスリム化・簡素化され、国・地方を通じた行財政改革の実現に大きく資することとなるものである。

よって、平成 17 年度以降の「三位一体改革」については、地方公共団体の意見を十分反映し、真の地方分権を推進する観点から、下記事項について実現を図るよう、強く要請する。

記

1. 「三位一体改革」の全体像の早期明示

今後、地方公共団体の行財政運営に大きな混乱を招かないためにも、三位一体改革の全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体等と協議すること。

2. 基幹税による税源移譲の早期実現

地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するため、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を、基幹税（個人住民税、地方消費税）により、早期に移譲すること。

3. 負担転嫁なき国庫補助負担金の廃止

国の財政再建を優先した単なる地方への負担転嫁となる国庫補助負担金の削減は、断固認められない。国庫補助負担金の廃止は、あくまで地方の自由

度を高めるものを対象に見直しを行い、税源移譲額に見合った国庫補助負担金を原則廃止すること。

また、国庫補助負担金の廃止に伴い、一般財源化された事務事業についても、地方の自由度や裁量度が高まるよう、国の関与を廃止・縮小すること。

4. 地方交付税の堅持と充実

地方交付税については、国から地方への税源移譲が行われても税源が偏在することによる地方公共団体の財政力格差を是正し、必要な行政サービス水準を維持するため、制度の根幹たる財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。

また、地方財政運営に支障を生じないよう、所要額を確保すること。

以上、決議する。